

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

本促進区域の区域内において、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）として、下記に記す 60 箇所を設定する。

【重点促進区域 1：地図上の位置ア】

会津若松市 門田町工業団地（会津若松工業団地・徳久工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 64 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、半導体製造業をはじめとし、医薬品製造、輸送用機械製造などの先端産業関連の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号（若松西バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される圏域拠点に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業専用地域及び工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、D 地域（門田地区）の産業振興地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 2：地図上の位置イ】

会津若松市 神指町大字高久字東高久（会津若松高久工業団地地区）

〃 神指町大字高久字北條（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 24 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、半導体製造業の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 5 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

会津地域基本計画 別紙 2

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、C 地域（神指地区、町北地区、高野地区）の産業振興地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 3：地図上の位置ウ】

会津若松市 門田町大字一ノ堰字土手外（一ノ堰地区）

〃 門田町大字一ノ堰字村西（同上）

〃 門田町大字一ノ堰字土手内（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 14 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、精密機器や輸送用機械関連の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号及び県道 128 号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、D 地域（門田地区）の産業振興地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 4：地図上の位置エ】

会津若松市 門田町一ノ堰大字村東（一ノ堰村東地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 2 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、会津塗の伝統を生かした仏壇製造の企業の事業所が集積する場所、

会津地域基本計画 別紙 2

かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号及び県道 128 号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、とくに記載はない。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、D 地域（門田地区）の田園地域とされているが、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 5：地図上の位置オ】

会津若松市 扇町一丁目（扇町地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 8 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、電子機器や医療機器などの先端産業に使用される非鉄金属製造の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 5 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 6：地図上の位置カ】

会津若松市 神指町東城戸（黒川地区）

会津地域基本計画 別紙 2

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、伝統を生かした食料品製造の企業や会津塗の伝統を生かした仏壇製造の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道49号及び一般国道252号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成26年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、とくに記載はない。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成25年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域7：地図上の位置キ】

会津若松市 門田町大字飯寺字上川原（漆器工場団地地区）

〃 門田町大字一ノ堰字土手外（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は10ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、会津塗の伝統を生かした漆器製造や木工の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号（若松西バイパス）及び県道128号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成26年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成25年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、D地域（門田地区）の産業振興地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 8：地図上の位置ク】

会津若松市 真宮新町北一丁目（真宮工業団地地区）

〃 真宮新町北二丁目（同上）

〃 真宮新町北三丁目（同上）

〃 真宮新町北四丁目（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 33 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、医療機器製造業や半導体関連企業等の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジおよび新鶴スマートインターチェンジから 5 キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、I 地域（北会津地区）の産業振興地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 9：地図上の位置ケ】

会津若松市 河東町東長原字長谷地（東長原地区）

〃 河東町東長原字長谷地乙（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 24 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、医薬品を含む先端産業の素材や原材料に使用される化学品製造の企業の事業所企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから 2 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。

会津地域基本計画 別紙 2

ラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業専用地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、J 地域（河東地区）の産業振興地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 10：地図上の位置コ】

会津若松市 河東町浅山字仲田（広田地区）

〃 河東町広田字長峯（同上）

〃 河東町広田字六丁（同上）

〃 河東町広田字六丁丙（同上）

〃 河東町広田字塩新（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 8 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、産業機械や医療機器などの先端産業に使用される鉄鋼業や非鉄金属加工業の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから 5 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、J 地域（河東地区）の産業活力ゾーンとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 11：地図上の位置サ】

会津若松市 町北町中沢西（町北地区）

〃 町北町大字中沢字新田（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

会津地域基本計画 別紙 2

概ねの面積は1ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、伝統を生かした食料品製造の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道49号及び一般国道252号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成26年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、とくに記載はない。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成25年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域12：地図上の位置シ】

会津若松市 神指町大字南四合字外築場（南四合地区）

〃 神指町大字南四合字幕内西（同上）

〃 神指町大字南四合字幕内南（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は15ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、畳など地域資源活用型産業の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道磐会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号（若松西バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成26年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成25年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 13：地図上の位置ス】

会津若松市 飯寺北三丁目（飯寺地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は6ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、医療機器製造の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから5キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号（若松西バイパス）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成26年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は工業地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成25年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 14：地図上の位置セ】

会津若松市 門田町大字面川字舘堀（面川地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は1ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、会津塗の技術を生かした漆器製造の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから10キロ圏内に位置するとともに、一般国道118号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成26年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、とくに記載はない。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成25年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、既存の工業系市街として、産業の立地や集積を促進するとされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 15：地図上の位置ソ】

会津若松市 河東町工業団地（会津若松河東工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 19 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、医療機器製造や再生可能エネルギー関連産業の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから 3 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業地に設定されている。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、J 地域（河東地区）において産業振興地域と設定されている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 16：地図上の位置タ】

会津若松市 北会津町上米塚字梶田（上米塚地区）

〃 北会津町上米塚字上俣下（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 3 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、輸送用機械や再生可能エネルギー関連機器製造の企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号（若松西バイパス）及び県道 128 号会津若松会津高田線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、隣接する既存の工業用地である「あいづ本郷北工業団地」との連携を図る土地利用を推進するとされている。また、本区域全体が市街化調整区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、I 地域（北会津地区）において工業機能を集積する地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 17：地図上の位置チ】

会津若松市 東栄町（東栄町地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 5 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、平成 31 年 4 月に開所された ICT オフィス「スマートシティ AiCT」において ICT 関連企業が多数集積している場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 118 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、中心商業業務地に設定されている。また、本区域全体が市街化区域であり、その用途区分は第二種住居地域に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津若松市が平成 25 年に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」において、A 地域（城北地区、行仁地区、日新地区、謹教地区、鶴城地区）において、商業業務地の中心として、賑わいや界限製の創出など中心市街地としての活性化を推進する地域とされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 18：地図上の位置ツ】

喜多方市 熱塩加納町加納字根岸山（熱塩加納工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 4.8 ヘクタール程度である。

本区域は、農村工業団地として整備され、医療関連機器製造をはじめとする事業所が立地する区域である。また、国道 121 号線から約 1.5 キロメートル、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 10 キロメートルと良好なアクセスを有し、地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 19：地図上の位置テ】

喜多方市 松山町鳥見山字松原（鳥見山工業団地地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 3.3 ヘクタール程度である。

本区域は、農村工業団地として整備され、非鉄金属製造業をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線から約 0.5 キロメートル、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 8.5 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 20：地図上の位置ト】

喜多方市 松山町鳥見山字堰上（堰上工業団地地区）

〃 松山町鳥見山字宮西（同上）

〃 松山町鳥見山字西原（同上）

〃 松山町鳥見山字堰下（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 15.3 ヘクタール程度である。

本区域は、農村工業団地として整備され、市内で採取した原料により輸送用関連産業や薬品等へ活用される製品を製造する事業所をはじめとする企業が立地し、国道 121 号線から約 0.5 キロメートル、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 8.5 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

会津地域基本計画 別紙 2

(関連計画における記載等)

本区域は農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 2 1 : 地図上の位置ナ】

喜多方市 慶徳町松舞家字若宮（松舞家工業団地地区）

- 〃 慶徳町松舞家字西連寺（同上）
- 〃 慶徳町松舞家字大学段（同上）
- 〃 慶徳町松舞家字三ツ森山（同上）
- 〃 慶徳町松舞家字若宮（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 6. 1 ヘクタール程度ある。

本区域は、農村工業団地として整備され、精密部品製造業をはじめとする事業所が立地し、国道 4 5 9 号線まで約 2. 5 キロメートル、会津縦貫北道路喜多方 I C まで約 4. 5 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 2 2 : 地図上の位置ニ】

喜多方市 関柴町三津井字前田（三津井工業団地地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 3. 7 ヘクタール程度である。

本区域は、農村工業団地として整備され、地域資源活用型産業をはじめとする事業所が立地し、国道 1 2 1 号線まで約 1 キロメートル、会津縦貫北道路喜多方 I C まで約 2 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

会津地域基本計画 別紙 2

（関連計画における記載等）

本区域は農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積会津地域基本計画区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 23：地図上の位置ヌ】

喜多方市 豊川町高堂太字堂畑（堂畑工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 4 ヘクタール程度である。

本区域は、農村工業団地として整備され、精密部品製造業をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に隣接し良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 24：地図上の位置ネ】

喜多方市 塩川町小府根大谷地（別府工業団地地区）

〃 塩川町小府根畑ヶ田（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 10 ヘクタール程度である。

この区域は、農村工業団地として整備され、航空部品や精密部品製造業をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に隣接し、会津縦貫北道路塩川 IC まで 1.7 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は平成 23 年度に策定した喜多方市都市マスタープランにおける用途地域は、準工業、工業、工業専用地域に指定されている。また、農村工業導入法による実施計画区域で、ふくしま産業

会津地域基本計画 別紙 2

復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 25：地図上の位置ノ】

喜多方市 松山町鳥見山字松原（松原工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 1.7 ヘクタール程度ある。

本区域は、輸送用関連機器製造業をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に近接し、会津縦貫北道路喜多方 IC から約 8 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 26：地図上の位置ハ】

喜多方市 岩月町宮津字道下東（宮津工業団地地区）

- 〃 岩月町宮津字下新田（同上）
- 〃 岩月町宮津字道下西（同上）
- 〃 岩月町宮津字弘海壇（同上）
- 〃 岩月町宮津字道下（同上）
- 〃 岩月町宮津字原田（同上）
- 〃 岩月町宮津字堰東（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 6.2 ヘクタール程度ある。

この区域は、輸送用関連機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に隣接し、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 3.8 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 27：地図上の位置ヒ】

喜多方市 字清水が丘三丁目（押切地区）

〃 字清水台二丁目（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 6 ヘクタール程度である。

この区域は、地域資源活用型産業である清酒や繊維製品を製造する事業所をはじめとする企業が立地し、国道 121 号線や国道 459 号線に約 3 キロメートルと良好なアクセスを有し、市街地からも近い場所であり当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は平成 23 年度に策定した喜多方市都市マスタープランにおける用途地域は、準工業、工業地域に指定されている。また、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 28：地図上の位置フ】

喜多方市 豊川町米室字太郎丸（米室地区）

〃 豊川町米室字志津（同上）

〃 豊川町米室字道端（同上）

〃 豊川町米室字二本杉（同上）

〃 字長内（同上）

〃 字大道端（同上）

〃 字町田下（同上）

〃 字中田（同上）

〃 字中谷地（同上）

〃 字大谷地（同上）

会津地域基本計画 別紙 2

- 〃 字千苧新道下（同上）
- 〃 字砂子田（同上）
- 〃 字五百苧（同上）
- 〃 字三百苧（同上）
- 〃 字向谷地（同上）
- 〃 字千苧道下（同上）
- 〃 字下川原（同上）
- 〃 字千苧中道上（同上）
- 〃 字千苧道上（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 40.2ヘクタール程度である。

この区域は、非鉄金属製品や輸送用機械を製造する事業所が立地し、国道121号線に約2キロメートル、会津縦貫北道路の喜多方ICまで約3キロメートルと良好なアクセスを有し、市街地からも近い場所であり当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は喜多方市都市マスタープランにおける用途地域は、工業専用地域に指定されている。また、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域29：地図上の位置へ】

喜多方市 塩川町吉沖字大坪（沢部地区）

- 〃 塩川町吉沖字台ノ北（同上）
- 〃 豊川町沢部字西薬師堂（同上）
- 〃 豊川町沢部字前田（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約2ヘクタール程度ある。

この区域は、地域資源活用型産業が立地していた場所で、現在再生可能エネルギー関連施設が立地しており、国道121号線に約2.5キロメートル、会津縦貫北道路喜多方ICまで約3.5キロメートルと良好なアクセスを有し、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

会津地域基本計画 別紙 2

(関連計画における記載等)

本区域は、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 30：地図上の位置ホ】

喜多方市 豊川町高堂太字免田（高堂太地区）

〃 豊川町高堂太字橋向（同上）

〃 塩川町新江木字上ノ台（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 5.2 ヘクタール程度ある。

この区域は、輸送用関連機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に隣接し、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 1 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 31：地図上の位置マ】

喜多方市 関柴町下柴字東住（下柴地区）

〃 関柴町下柴字市道上（同上）

〃 関柴町下柴字山道上（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 3.2 ヘクタール程度ある。

この区域は、精密機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、国道 459 号線に隣接し、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 4.5 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

会津地域基本計画 別紙 2

(関連計画における記載等)

本区域は、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 3 2 : 地図上の位置ミ】

喜多方市 熊倉町都字欠ノ上乙 (熊倉地区)

〃 熊倉町都猩猩清水乙 (同上)

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 1.9 ヘクタール程度ある。

この区域は、精密機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に約 4 キロメートルで、会津縦貫北道路喜多方 IC まで約 5 キロメートルと良好なアクセスを有し、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 3 3 : 地図上の位置ム】

喜多方市 塩川町小府根字近江 (塩川地区)

〃 塩川町新江木字川東 (同上)

〃 塩川町新江木字千苧 (同上)

〃 塩川町新江木字駒形 (同上)

(概況及び公共施設等の整備状況)

面積は約 4.6 ヘクタール程度である。

この区域は、輸送用関連機器を製造する事業所をはじめとする事業所が立地し、国道 121 号線に隣接し、会津縦貫北道路塩川 IC まで約 2 キロメートルと良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

会津地域基本計画 別紙 2

本区域は、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域に設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点推進区域 3 4：地図上の位置メ】

喜多方市 豊川町米室字古開（新工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約 10.4ヘクタール程度である。

この区域は、今年度より市が新たに造成する場所であり、市が積極的に産業集積を目指す重点地域になる。また、今後会津縦貫北道路の喜多方 I C に向けてアクセス道路を整備する方針であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は、喜多方市工業用地確保調査事業において産業集積を図る工業団地として整備することが適当であるとの報告を受け市が重点的に整備する場所であり、また、ふくしま産業復興投資促進特区の復興産業集積区域であり、企業立地促進法における重点集積区域にも設定されている。

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点推進区域 3 5：地図上の位置モ】

下郷町 大字落合字西（落合地区）

〃 大字落合字下の原（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は3ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、株式会社 A I テクノロジーが立地する地域であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 40 キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから 30 キロ圏内に位置するとともに、県道 347 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

関連計画における記載等はなし。本区域は、都市計画区域外である。

会津地域基本計画 別紙 2

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 36：地図上の位置ヤ】

下郷町 大字沢田字赤岩乙（沢田地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は8ヘクタール程度である。

本区域は、本町の中心部にあたり、山間部の多い本町では企業が立地できる数少ない地域の一つである。地域の特性として、株式会社セコニック電子が立地する地域であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジから40キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから30キロ圏内に位置するとともに、県道347号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

関連計画における記載等はなし。本区域は、都市計画区域外である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 37：地図上の位置ユ】

下郷町 大字音金字松林（音金地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は3ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、株式会社香精が立地する地域であり、磐越自動車道会津若松インターチェンジから50キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから30キロ圏内に位置するとともに、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

関連計画における記載等はなし。本区域は、都市計画区域外である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 38：地図上の位置ヨ】

下郷町 大字高俣字人数平乙（高俣地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は1ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、暁精機株式会社が立地する地域であり、現在整備中の海津縦貫南道路の田代インターチェンジ（仮）に隣接するとともに、磐越自動車道会津若松インターチェンジから30キロ圏内に、東北自動車道白河インターチェンジから30キロ圏内に位置し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

関連計画における記載等はなし。本区域は、都市計画区域外である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域39：地図上の位置ワ】

只見町 大字榎戸字椿（榎戸地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

約5,000坪の町有地に9棟の事業所が立地している。

本区域は、町の誘致企業として、カメラ部品の製造など先端産業関連企業の事業所が集積しており、雇用促進が図られている区域である。また、一般国道289号沿線に立地しており、町内中心部にも近いことから、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

第7次只見町振興計画における記載：本区域は、只見町が平成28年に策定した「第7次只見町振興計画」において、工業基盤の整備における企業誘致のための用地として位置づけされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

また、当町は全域で都市計画を定めていないため、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域40：地図上の位置A】

只見町 大字二軒在家字上タモ（二軒在家地区）

〃 大字二軒在家字畑田（同上）

〃 大字二軒在家字入海（同上）

〃 大字二軒在家字権現堂（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

会津地域基本計画 別紙 2

概ねの面積は1.8ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、鋳物の独自工法による取組で、全国各地から注文を受ける事業所が立地する場所であり、町内において雇用促進が図られている区域であることから当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

第7次只見町振興計画における記載：本区域は、只見町が平成28年に策定した「第7次只見町振興計画」において、工業基盤の整備における企業誘致のための用地として位置づけされている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

また、当町は全域で都市計画を定めていないため、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域41：地図上の位置B】

南会津町 糸沢字森前（森之前工業団地地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は3.9ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、半導体製造業をはじめとし輸送用機械製造などの先端産業関連の企業の事業所が集積する場所、かつ、一般国道121号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：福島県が平成26年に策定した「南会津都市計画区域マスタープラン」において、本区域は、都市計画区域外である。

南会津町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、都市計画区域外である。

南会津町まち・ひと・しごと総合戦略における記載：「基本目標3南会津町の特性をいかしたしごとや働き方を創出する」の施策3-1、①「競争力の高い独自の製品等を保有する中小企業の育成」において、本町における製造業の支援を重点施策としている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域42：地図上の位置C】

南会津町 田島字田部原（田部原地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2.6ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、医療機器製造業の企業の事業所が集積する場所、かつ、一般国道

会津地域基本計画 別紙 2

121号線から2キロ圏内に位置するとともに、県道高崎田島線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：福島県が平成26年に策定した「南会津都市計画区域マスタープラン」において、本区域は、都市計画用途無指定区域の準工業地域である。

南会津町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、都市計画用途無指定区域の準工業地域である。

南会津町まち・ひと・しごと総合戦略における記載：「基本目標3南会津町の特性をいかしたしごとや働き方を創出する」の施策3-1、①「競争力の高い独自の製品等を保有する中小企業の育成」において、本町における製造業の支援を重点施策としている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域43：地図上の位置D】

南会津町 糸沢字森前（糸沢地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は1.2ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、電気機械器具製造業の企業の事業所が集積する場所、かつ、森之前工業団地に隣接するとともに、一般国道121号線に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：福島県が平成26年に策定した「南会津都市計画区域マスタープラン」において、本区域は、都市計画区域外である。

南会津町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、都市計画区域外である。

南会津町まち・ひと・しごと総合戦略における記載：「基本目標3南会津町の特性をいかしたしごとや働き方を創出する」の施策3-1、①「競争力の高い独自の製品等を保有する中小企業の育成」において、本町における製造業の支援を重点施策としている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点推進区域44：地図上の位置E】

西会津町 登世島字上ノ台（西会津工業団地地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

会津地域基本計画 別紙2

概ねの面積は7ヘクタール程度である。

本区域は、起伏のない平坦地であり、地域の特性として、製造業の企業が集積する場所である。磐越自動車道西会津インターチェンジまで3キロ、一般国道49号までは2.5キロと、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、用途無指定区域である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点推進区域45：地図上の位置F】

西会津町 野沢字北松原（野沢地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は2ヘクタール程度である。

本区域は、製造業の企業が立地する場所である。一般国道49号に隣接し、磐越自動車道西会津インターチェンジまで2キロと、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、用途無指定区域である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点推進区域46：地図上の位置G】

西会津町 上野尻字下沖ノ原（群岡地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は1ヘクタール程度である。

本区域は、製造業の企業が立地する場所である。JR磐越西線上野尻駅に隣接し、一般国道49号まで1.5キロ、磐越自動車道西会津インターチェンジまで7キロと、良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：本区域は、用途無指定区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点推進区域 4 7：地図上の位置 H】

磐梯町 大字磐梯字諏訪山（諏訪山地区）

- 〃 大字大谷字日知坂（同上）
- 〃 大字大谷字川辺（同上）
- 〃 大字大谷字道東（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 8 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、カメラ関連機器製造企業が立地する場所、かつ、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジから約 1 キロをはじめ、国道 4 9 号線および主要地方道猪苗代塩川線から共に約 2 キロ圏内であることから、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、会津若松市や郡山市に近く都市環境を十分に享受できるメリットがある。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、都市計画非線引き区域である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 4 8：地図上の位置 I】

磐梯町 大字更科字道德森（一の沢工場適地地区）

- 〃 大字更科字高清水（同上）
- 〃 大字更科字天光（同上）
- 〃 大字更科字向山（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 9 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、町を東西に走る主要地方道猪苗代塩川線から、南へ約 2 0 0 メートル程度離れた高台に位置し、未造成地ながらも起伏の少ない平坦な地形である。また、磐越自動車道磐梯河東インターチェンジまで約 3. 5 キロ、国道 4 9 号線まで約 4. 5 キロに位置する良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、会津若松市や郡山市に近く都市環境を十分に享受できるメリットがある。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

会津地域基本計画 別紙 2

都市計画における記載：本区域は、都市計画非線引き区域である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 49：地図上の位置 J】

猪苗代町 大字磐根字中曾根（翁島地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 0.4 ヘクタール程度である。

翁島地区は、地域の特性として、輸送用機械器具製造工場等があり、地区内に J R 磐越西線翁島駅があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号や県道 7 号線等に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 50：地図上の位置 K】

猪苗代町 大字関戸字北杉（月輪地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 0.5 ヘクタール程度である。

月輪地区は、地域の特性として、プラスチック製品製造工場等があり、地区内に J R 磐越西線関都駅及び上戸駅があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 49 号や県道 322 号線等に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 51：地図上の位置 L】

猪苗代町 大字川桁字道上（川桁地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 1.4 ヘクタール程度である。

川桁地区は、地域の特性として、工業用プラスチック製品工場等があり、地区内に J R 磐越西線川桁駅があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、県道 203 号線及び 322 号線等に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 52：地図上の位置 M】

猪苗代町 大字蚕養字北門（吾妻地区）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 1 ヘクタール程度である。

吾妻地区は、地域の特性として、電気音響機械器具製造工場等があり、磐越自動車道猪苗代磐梯高原インターチェンジから 15 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 115 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画法の市街化調整区域は含まない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 53：地図上の位置 N】

会津坂下町 大字坂本字瀧坂ノ上山（坂本工業団地地区）

〃 大字坂本字五百山（同上）

〃 大字坂本字行人山（同上）

〃 大字坂本字下平山（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約 13 ヘクタールである。

本区域は、金属製品製造業、紙加工品製造業、木製品製造業などの企業が集積する場所で積極的

会津地域基本計画 別紙 2

な設備投資が行われている区域で、かつ、磐越自動車道会津坂下インターチェンジ及び一般国道 49 号線に隣接し、良好なアクセスを有し交通インフラが充実した場所である。

このような状況から、当該地域は地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

会津坂下町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、平成 29 年に策定した「会津坂下町都市計画マスタープラン」において、若宮・川西・八幡地域の工業地かつ工業拠点に位置付けられている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。また、区域区分が定められていない都市計画区域である。

【重点促進区域 54：地図上の位置○】

会津坂下町 大字坂本字下平山（第 2 坂本工業団地地区）

- 〃 大字坂本字下平（同上）
- 〃 大字坂本字西原（同上）
- 〃 大字坂本字和泉境（同上）
- 〃 大字坂本字窪（同上）
- 〃 大字坂本字瀧坂ノ上山（同上）
- 〃 大字坂本字瀧坂ノ上（同上）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約 15 ヘクタールである。

本区域は、金属製品製造業、紙加工品製造業、木製品製造業などの企業が集積する坂本工業団地に隣接する区域で、坂本工業団地同様に磐越自動車道会津坂下インターチェンジ及び一般国道 49 号線に隣接し、良好なアクセスを有し交通インフラが充実した場所である。

このような状況から、当該地域は新たな工業基盤の整備を図るとともに、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(関連計画における記載等)

会津坂下町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、平成 29 年に策定した「会津坂下町都市計画マスタープラン」において、若宮・川西・八幡地域の工業地かつ工業拠点に位置付けられている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。また、区域区分が定められていない都市計画区域である。

会津地域基本計画 別紙 2

【重点促進区域 5 5 : 地図上の位置 P】

会津坂下町 大字塔寺字杉境（坂下西部地区）

- 〃 大字塔寺字上野（同上）
- 〃 大字塔寺字経塚（同上）
- 〃 大字塔寺字下川原（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 13 ヘクタールである。

本区域は、医療・ロボット関連金属製品製造業などの企業が集積する区域で、磐越自動車道会津坂下インターチェンジから 5km 圏内に位置するとともに一般国道 49 号線に隣接し、良好なアクセスを有し交通インフラが充実した場所である。

このような状況から、当該地域は地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

会津坂下町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、平成 29 年に策定した「会津坂下町都市計画マスタープラン」において、若宮・川西・八幡地域の工業地に位置付けられている。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。また、区域区分が定められていない都市計画区域である。

【重点促進区域 5 6 : 地図上の位置 Q】

湯川村 大字浜崎字東殿町（浜崎工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 8 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、自動車制御機器製造業をはじめとし、光学機器製造、測量・医療機器の製造から、食料品総合卸売業などの様々な業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 121 号（米沢街道）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

会津坂下町都市計画区域マスタープラン：本区域は、都市計画非線引き区域である。

第 5 次湯川村振興計画：居住と産業の調和に考慮し、雇用の創出につながる企業誘致の受け皿として整備の検討を行うものとする。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 57：地図上の位置 R】

湯川村 大字清水田字前田（清水田地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 3 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、主に位牌・仏壇の製造業を行っている。磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、会津縦貫北道路に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

会津坂下都市計画区域マスタープラン：本区域は、都市計画非線引き区域である。

第 5 次湯川村振興計画：居住と産業の調和に考慮し、雇用の創出につながる企業誘致の受け皿として整備の検討を行うものとする。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 58：地図上の位置 T】

会津美里町 字宮里（高田工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 17 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、卸売業、食料品製造業、非鉄金属製造業などの企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道新鶴スマートインターチェンジと磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内に位置するとともに、一般国道 401 号に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津高田都市計画区域マスタープラン」において、工業拠点及び工業地に設定されている。

会津若松市都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津美里町が平成 29 年に策定した「会津美里町都市計画マスタープラン」において、高田地域の工業拠点とされているが本区域は市街化調整区域ではない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

会津地域基本計画 別紙 2

【重点促進区域 59：地図上の位置 U】

会津美里町 字村上北（あいづ本郷北工業団地地区）
字黒川内（同上）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 4 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業などの企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道会津若松インターチェンジから 10 キロ圏内、磐越自動車道新鶴スマートインターチェンジから 15 キロ圏内に位置するとともに、一般県道 128 号（会津若松会津高田線）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

都市計画における記載：本区域は、福島県が平成 26 年に策定した「会津都市計画区域マスタープラン」において、工業拠点及び工業地に設定されている。

会津美里町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津美里町が平成 29 年に策定した「会津美里町都市計画マスタープラン」において、本郷地域の工業拠点とされており本区域は市街化区域である。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。

【重点促進区域 60：地図上の位置 V】

会津美里町 小沢字清水久保（新鶴工業団地地区）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 14 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として、一般機械器具製造業などの企業の事業所が集積する場所、かつ、磐越自動車道新鶴スマートインターチェンジから 5 キロ圏内に位置するとともに、一般県道 365 号（赤留塔寺線）に隣接し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

会津美里町都市計画マスタープランにおける記載：本区域は、会津美里町が平成 29 年に策定した「会津美里町都市計画マスタープラン」において、新鶴地域の工業拠点とされているが本区域は市街化調整区域ではない。

なお、本区域には、環境保全上重要な地域は存在していない。